

## 統計改革推進会議統計行政新生部会運営規則

令和元年〇月〇日  
統計改革推進会議  
統計行政新生部会座長決定（案）

統計改革推進会議統計行政新生部会（以下「部会」という。）の運営については、「統計改革推進会議 統計行政新生部会の開催について」（令和元年8月2日統計改革推進会議決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

1. 部会は、構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。
2. 部会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、部会の座長の決するところによる。
3. 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者に出席を求めることができる。
4. 部会は、原則として会議を非公開とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、会議を公開とすることができる。
5. 部会は、原則として議事要旨を公開するものとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、議事要旨を非公開とすることができる。
6. 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。